

簡易公募型競争見積 （単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 4月25日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契約課)

記

業務名	生活保護等診療報酬明細書点検等業務委託		
業務場所	宇治市役所		
契約期間	令和7年6月4日 ～ 令和8年3月31日 301日間		
業務概要及び条件	レセプトの点検を外部に委託するもの。		
予定価格	¥1,528,560 (税込)	最低基準価格	¥1,069,000 (税込)
見積参加者に必要な資格・条件			
別紙、「説明会に替えて連絡する事項」に記載のとおり			
見積参加表明書の受付			
提出期限	令和7年5月8日(木) 午後 5時 00分 まで		
提出場所	郵便入札		
添付資料	別紙参加表明書に記載のとおり		
見積予定	予定日 令和7年5月28日(水) 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による見積を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は単価契約です。競争は合計金額で行いますが、各単価の決定は予定価格を上限として協議し、成立すれば契約を締結します。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・見積参加者に必要な資格・条件は次のとおりです。
次の①～③を全て満たすこと。
①参加資格者名簿登録
②ISO27001 又はプライバシーマークの取得
③レセプト点検業務実績（元請、過去10年以内、電子レセプト年間2万件以上、地方公共団体発注）
- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年4月25日（金）午前9時から
令和7年5月15日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>) に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

仕 様 書

1 件名

生活保護等診療報酬明細書点検等業務委託

2 委託期間

令和7年6月4日から令和8年3月31日まで(10ヶ月)

3 作業環境等

①作業場所

宇治市福祉こども部生活支援課

なお、個人情報を含むデータを取り扱う作業を上記の場所以外で行うことは認めない。

②業務従事者の名札着用

業務従事者は、その身分を明確にするため、必ず名札を着用すること。

③パソコン等の設置について

1) 本契約で使用するパソコンは発注者において設置し、台数は1台とする。

2) 個人情報を含むデータを取り扱う作業は、原則上記のパソコンで行う。その際に追加で必要となるアプリケーション等のライセンス等は委託業務に含めるものとする。

3) 発注者が提供するパソコン以外に機器が必要となる場合、パソコン等の持ち込みは原則不可とする。なお、業務の遂行上パソコン等の持ち込みが必要な場合は、事前に協議を行うこと。持ち込んだ機器等は、宇治市のネットワークへの接続は一切認めない。

④苦情対応

施術業者等と受注者間での苦情、トラブル対応は原則として受注者で行う。

⑤電話

業務で使用する電話回線(0774-21-1612)及び固定電話は発注者が提供する。

⑥作業日等

平日午前8時30分から午後5時までとする。

4 委託内容

①レセプト等の内容点検

1) 生活保護受給者に係る電子レセプト(年間予定件数: 53,800件)の点検を株式会社法研製生活保護版電子レセプト管理システム(以下「電子レセプト管理システム」)を使用して行う。電子レセプト管理システムのライセンス調達及びシステム保守は、本契約に含めない。また、電子レセプト管理システムの使用方法に関する研修等が必要な場合は、受注者にて実施すること。研修等に要する費用は受注者において負担すること。

2) 施術報酬請求明細書(年間予定件数: 400件)の点検を行う。

8 施術報酬請求明細書点検業務内容

① 点検内容

柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうの各施術レセプトについて、それぞれの算定基準に基づく算定が行われているか点検する。

② リスト作成業務

次のリスト作成を行う。

- 1) 医療機関による消炎鎮痛処置との重複が疑われるもの。
- 2) 不適切な往診料の算定が疑われるもの。
- 3) 1箇所に16日以上の施術が行われているもの。

③ 施術業者への連絡等

施術業者の過誤請求に係るものについては、施術業者に過誤調整を行う旨を連絡し、その了解を得る。また、医療機関による消炎鎮痛処置との重複が疑われる場合や不適切な往診料の算定が疑われる場合、1箇所に16日以上の施術が行われているもの等、治療に疑義がある場合は、必要に応じて主治医等の関係機関への確認等を行うこと。

④ 発注者への報告

当月点検業務終了後、経過を発注者に報告する。

9 後発医薬品使用促進のためのレセプト点検

① 点検内容

電子レセプト管理システムを活用して後発医薬品への切り替えが可能か確認する。

② リスト作成業務

後発医薬品への切り替えが可能と思われるものについてリスト作成を月ごとに行い、速やかに提出する。リストには薬局への勧奨経過も記載する。

③ 薬局への連絡

薬局へ連絡し、対象者への後発医薬品使用の勧奨を依頼する。

10 点検業務従事者

- ① 点検業務については、適切な専門技能を有する者が行うこと。
- ② 点検業務従事者及び責任者の名簿を提出すること。

11 個人情報の取扱いについて

- ① 関係法令及び宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書の規定を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- ② 受注者は、個人情報の適切な取扱いについて、プライバシーマークもしくはISO 27001の認定を受けていることが必要である。
- ③ 受注者は、個人情報の漏洩、滅失、毀損、紛失、改ざん等の事故が生じた場合、直ちに発注者に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。
- ④ 受注者は、関係法令及び宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書の規定に違反しこれにより損害(第三者に及ぼした損害を含む)が生じた場合、一切の責を負わなければならない。

12 その他経費について

委託業務に係る作業場所への交通費、事務用品費等(再審査請求に係る用紙、CDを含む)一切の経費は受注者負担とする。

13 報告等

受注者は、点検終了後、点検月翌月 10 日までに点検結果を発注者に報告する。

14 支払

毎月点検業務終了検収合格後、毎月のレセプト件数に応じて支払う。

15 その他

その他、仕様書に定めのない事項は、発注者、受注者双方協議のうえ決定することとする。

に定める措置が講じられているか検証し、及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 受注者は、本特記仕様書に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

(3) 受注者は、再委託の相手方に対して本業務の委託をした場合は、その履行を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

3 受注者は再委託の相手方から本業務を第三者へ委託することについては承諾しないこと。

4 業務に従事するものは、業務の処理上個人情報を取り扱う場合は、所定の誓約書を発注者に提出するものとする。

5 仕様書等の交互符合しないものを発見したときは業務仕様書を優先する。

